

全体構想

1 土地利用の基本方針

(1) 基本方針

まちなかの魅力・賑わいを創出し

住み続けることができる持続可能なまちづくり

(2) 施策の方針

集約型都市構造への移行

立地適正化計画との連携

- 将来的な少子高齢化、人口減少が予想される本町においては、町民の生活拠点となる役場周辺や茨城西南医療センター病院周辺、市街地南部における商業集積地での拠点性の向上および生活利便性の高い地域への居住の誘導を図りながら、集約型都市構造への移行を推進していくことが求められます。
- まちづくりの目標を実現していくためには、拠点機能の維持・向上と拠点間ネットワークの充実に資する実効性の高い施策展開が求められることから、その具体計画として位置づけられる「立地適正化計画」との十分な連携を図りながら、本計画で位置づけた土地利用方針に即した具体的な誘導方策を展開していくものとします。

拠点の役割に応じた都市機能誘導

- 本町においては、茨城西南医療センター病院周辺の「健康福祉拠点」、商店街や役場、道の駅さかいを中心とした「まちなか賑わい拠点」、および大規模商業施設が立地する「商業交流拠点」を都市機能誘導区域に、大規模小売店舗や病院、保育所等を誘導施設に指定することにより、市街地内の利便性の維持を目指します。

市街地における人口密度の維持

- 本町の将来人口推計を見ると、特に市街地における人口減少が予測されています。市街地における人口減少（人口密度の低下）は、町の賑わいの低下や現在ある生活利便施設の撤退に繋がる恐れがあります。一方、近年においては、子育て、教育、医療・福祉等の多面的な施策を展開することにより、転入人口が増加傾向にあります。人口減少に歯止めをかけ、この傾向を今後も継続するため、空き家の活用や拠点における施設集積・誘導等、市街地としての魅力向上により人口密度の維持に努めます。
- 陽光台土地区画整理事業区域については、未だ住宅未利用地が残されていることから、ゆとりある良好な低密度住宅地としての利活用を推進します。

共生社会に対応した、歩いて暮らせるまちづくり

- 本町においては、高齢化が予想されることから、拠点地域における生活利便施設の集約と、拠点間、拠点-居住地間ネットワークの構築により、公共交通の利用と徒歩で生活利便サービスを受取る市街地の形成を図ります。また、高齢者や障害のある人にも対応した各種施設におけるバリアフリー化、歩道整備等、ユニバーサルデザインの観点から各種施設やインフラの整備を推進します。

質の高い居住地の形成

幹線道路沿道における活力ある商店街の形成

- かつて河岸そして宿場町として栄えた主要地方道結城野田線、県道尾崎境線沿道については、町民の買い回りサービスを支える商店街が形成されています。沿道においては空き家や空き地が見られることから、未利用地の積極的な活用等により魅力ある商店街づくりを進めます。また、新たな観光レクリエーション資源として、道の駅さかいおよび河岸の駅さかい等との連携を図りながら、「河岸博物館」、「河岸賑わい広場」等の整備を検討します。
- 幹線道路沿道においては、生活賑わい拠点を形成する市街地として適切な都市環境の誘導を図るため、用途地域の見直しを検討し、町民や来訪者の利便性の向上に資する施設の計画的な立地を推進します。

空き家・空き地の適正管理・活用

- 町民の高齢化や核家族化等に伴って発生した空き家・空き店舗については、若年世代の新たな定住の受け皿として、また、地域コミュニティの活性化に資するコミュニティ施設として、適正な管理と活用が求められます。
- 本町においては、市街地で空き家・空き店舗が多く発生していることから、空き家バンクの開設による管理・情報提供を行い、店舗等町民の利便性の向上に資する施設への活用を図ります。
- 空き地については、公園等への転用を推進し、未利用地の積極的な活用を図ります。

子育て世代の戦略的誘導

- 人口減少の大きな要因となっている転出超過を抑制し、少子高齢化の問題解決の糸口として、若者の定住や U・I・J ターンを促進するため、子育てしやすく安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域優良賃貸住宅（PFI 住宅）の建設を推進します。

エリアマネジメントによる持続可能な居住地形成

- 町民の高齢化や核家族化、後継者不足等による空き家の増加、コミュニティの停滞が懸念されることから、町民の合意に基づく建築協定や地区計画等、町民が主体となったエリアマネジメントの展開を支援し、質の高い居住地の形成を促進します。

町の産業を支える工業地の形成

既存工業団地における操業環境の向上

- 染谷工業団地および下小橋工業団地については、周辺住宅地や田園環境への影響を考慮しながら、操業環境の安定、生産施設の拡大整備等に対応するため、市街化区域の編入、市街化調整区域における地区計画の導入を検討します。
- 塚崎工業団地については、幹線道路の整備に伴い工業団地としてのポテンシャルが高まることから、市街化区域の編入、市街化調整区域における地区計画の導入も含めたエリアの拡大を検討します。
- 猿山工業団地については、近接する境古河 IC 周辺地区との動向を見定め、市街化区域の編入、市街化調整区域における地区計画の導入も含めたエリアの拡大を検討します。

新産業用地における良好な操業環境と居住環境の形成

- 新たな産業用地として、境古河 IC 周辺地区を 2018 年 2 月に市街化区域に編入したことから、組合施行による土地区画整理事業の開発を推進します。
- 猿山・蛇池地区については、市街化調整区域における地区計画の導入により面的開発を推進し、町の経済の発展に資する企業の誘致を図ります。
- 境古河インターチェンジ周辺については、指定路線区域（インターチェンジから半径 1 km 以内）として大規模な流通業務施設が立地可能な環境となることから、区域内への誘致を進めるとともに、良好な操業環境の形成を図ります。

豊かな自然環境の適正管理と活用

関係法令に基づく管理・保全

- 本町では、市街化調整区域の全域に、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域が、利根川周辺に、首都圏近郊緑地法に基づく近郊緑地保全区域が指定されています。本町が有する豊かな自然環境を今後も守るため、関係法令に基づき管理・保全を図ります。

多様な主体との協働による管理・保全

- 自然的土地利用は、農業生産やレクリエーションの場であるとともに、水資源の貯留や水質の浄化、洪水緩和による災害抑制等、多面的な機能を有する貴重な資源であることから、多様な主体との協働による管理・保全を促進します。

観光振興に向けた活用促進

- 本町の西部を流れる利根川周辺については、町民や訪れる人の憩いの場として、サイクリングロードを最大限活用し、観光拠点等を回遊させることで交流人口の増加を目指します。

(3) 市街化調整区域における土地利用の方針

区域指定の必要に応じた見直し

- 区域指定（11号区域）については、市街化区域に隣・近接している既存集落を対象に指定し、出身要件等を問うことなく誰でも住宅等が建てられるとしており、既存集落を維持・保全しつつ、周辺の田園環境と調和したゆとりある居住地の形成を図ります。
- 同区域の内、利根川沿い（周辺）のエリアについては、氾濫水により家屋の倒壊等の危険がある家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されており人命・財産への被害リスクが高いため、見直しを検討します。
- 同区域の集落分類は、第2種低層住居専用地域と同じ建築物が立地可能な「市街地周辺集落」に指定されているが、幹線道路沿いは必要に応じて事務所等の立地が可能となる「沿道集落」への見直しを検討します。

既存集落の維持・活性化

- 本町では、市街化調整区域の主要道路沿道付近において既存集落が形成されており、本町の農業生産を支える優良農地の管理・保全に重要な役割を果たしています。
- 良好な住環境が形成されている既存集落については、公共施設の充実・改善に加え、生活利便施設の立地が必要となることから、集落の維持・活性化に資する一定の土地利用を許容し、町民の生活環境の改善に努めるとともに、必要に応じて区域指定（都市計画法第34条12号区域）の導入、または市街化調整区域における地区計画の導入を検討します。

インターチェンジ周辺における土地利用の推進

- 境古河 IC 周辺地区については、業務代行方式の組合施行による土地区画整理事業により、産業用地の開発を図ります。
- 猿山・蛇池地区については、境古河インターチェンジから1km以内という広域交通網の利便性を活かし、大規模な流通業務施設の誘致を図ります。また、国道354号バイパスの開通に伴う交通利便性の向上を活かし、その沿道において、市街化調整区域における地区計画の導入により町の活力の向上に資する土地利用を図ります。

(4) エリア区分別土地利用の方針

商業施設集積エリア

【対象エリア】

- 市街化区域内において「近隣商業地域」を指定するエリアのうち、大規模小売店舗等の商業施設が集積するエリア

【土地利用方針】

- 本町の商業・広域交流の中心を担うエリアとして、都市機能の誘導・集積や土地の高度利用を促進し、活力あふれる賑わいのあるまちづくりを進めます。
 - 都市機能の集積にあたっては、立地適正化計画を活用します。
-

複合市街地エリア

【対象エリア】

- 市街化区域内において「商業地域」、「近隣商業地域（商業業務市街地エリアを除く）」、「第二種住居地域」、「準住居地域」を指定するエリア

【土地利用方針】

- 住宅や一定規模の店舗、施設が混在するエリアです。周辺の居住環境との調和を図りながら、都市機能を補完する公共公益施設等の計画的な立地を図ります。また、必要に応じて地域の実情に合わせた用途地域の見直しを検討します。
 - 主要地方道結城野田線や県道尾崎境線等の主要道路沿道においては、都市機能を補完する沿道型店舗等の計画的な立地を図ります。また、同エリアは特に空き家が多いことから、空き家対策による積極的な利活用を促進し、管理・保全を図ります。
-

居住市街地エリア

【対象エリア】

- 市街化区域内において「第一種住居地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第一種低層住居専用地域」を指定するエリア

【土地利用方針】

- 住宅を中心とする市街地が形成されているエリアです。良好な居住環境と調和した適切な土地利用を基調とし、暮らしやすい居住環境の保護を促進します。
 - 陽光台土地区画整理事業区域については、未だ住宅未利用地が残されていることから、ゆとりある良好な低密度住宅地としての利活用を推進します。
-

工業地エリア

【対象エリア】

- 市街化区域内において「工業専用地域」、「準工業地域」を指定するエリアおよび市街化調整区域のうち、工業地を形成するエリア

【土地利用方針】

- 工業専用地域については、周辺住宅地や田園環境への影響を考慮しながら、操業環境の維持を図るとともに、必要に応じた拡大整備を検討します。
- 市街化調整区域の工業団地については、市街化区域の編入を含めた拡大整備を検討します。
- 境古河 IC 周辺地区については、業務代行方式の組合施行による土地区画整理事業により、産業用地の開発を図ります。
- 猿山・蛇池地区については、境古河インターチェンジから 1 km 以内という広域交通網の利便性を活かし、大規模な流通業務施設の誘致を図ります。

連担市街地エリア

【対象エリア】

- 区域指定（11 号区域）エリア

【土地利用方針】

- 既存集落の維持・保全を目的に、出身要件等を問うことなく誰でも住宅等が建てられるエリアです。ただし、市街化調整区域であることから、周辺の田園環境と調和したゆとりある居住地の形成を図ります。
- 文化村及び境町総合運動場並びに境警察署周辺は、まちなかの拠点を補完する行政機能やスポーツ・文化交流施設等が集約していることから、市街化調整区域における地区計画の導入により、地域の活性化及び交流人口の拡大につながる都市生活サービス環境の形成を図ります。

集落エリア

【対象エリア】

- 市街化調整区域のうち、平地に広がる農地や各地に点在する既存集落によって構成されるエリア

【土地利用方針】

- 良好な田園環境と集落が調和するエリアとして、既存集落の維持に資する土地利用誘導および農地の保全・活用を図ります。
-

農業振興エリア

【対象エリア】

- 市街化調整区域のうち、「農用地区域」に指定されるエリア

【土地利用方針】

- 本町の農業を支える生産の場として、後継者や生産組織の育成、消費者と生産者が直結した販売システムの構築等、ソフト面の取組み組み合わせながら、その保全と活用を図ります。
-

川岸親水エリア

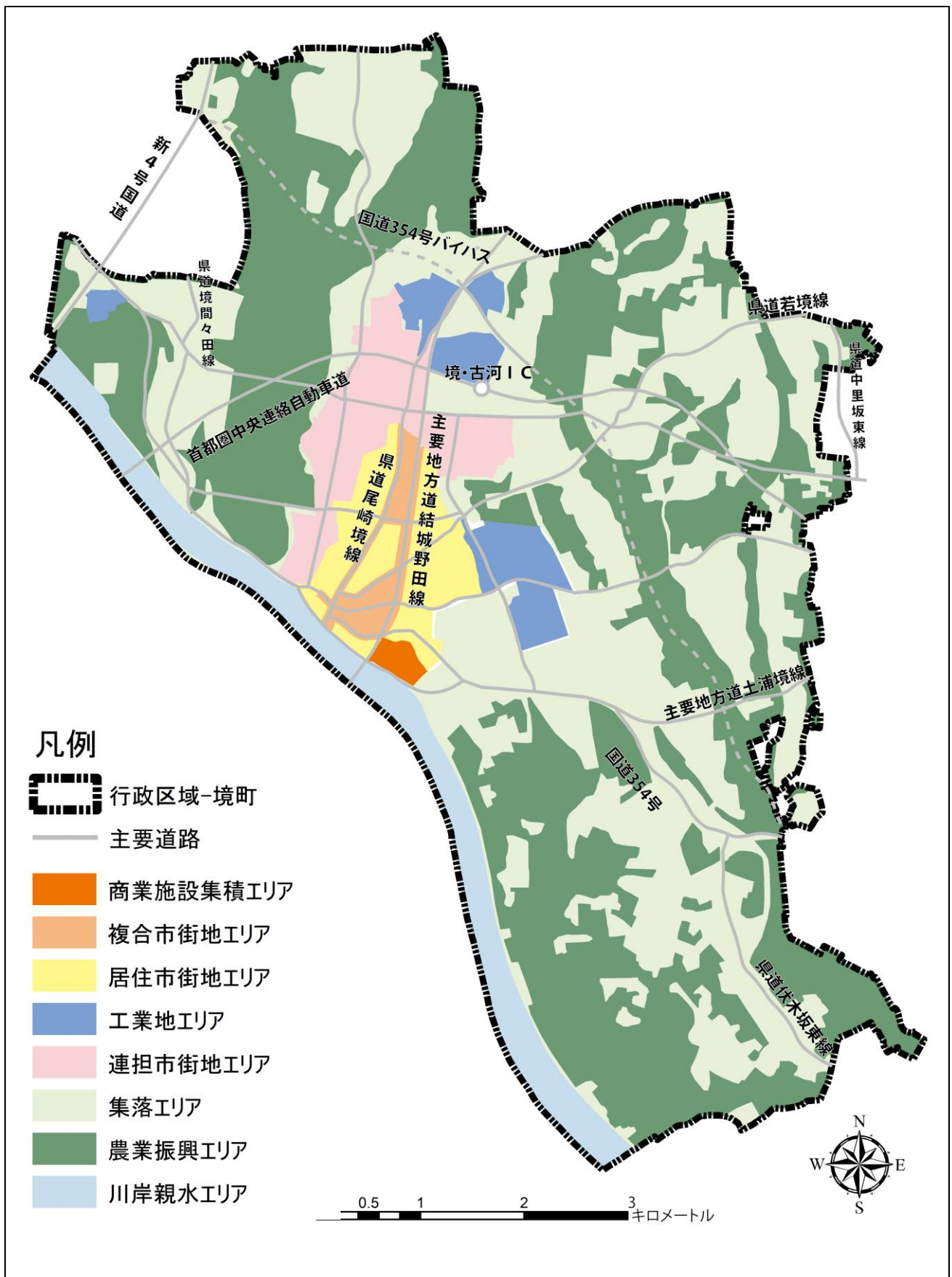
【対象エリア】

- 近郊緑地保全区域に指定されるエリア

【土地利用方針】

- 町民や訪れる人の憩いの場として、その環境の活用および保全を図ります。
 - 境地域においては、道の駅さかいを観光情報発信の場として活用するとともに、茨城百景記念公園、高瀬舟「さかい丸」、河川敷を利用した菜の花プロジェクトの推進、農業公園の整備等による観光およびスポーツレクリエーション拠点の形成を図ります。
 - 静地域においては、災害時の防災設備や、平常時における地域のコミュニティ拠点として、スマートインターチェンジを活用した河川防災ステーションの設置を検討します。
-

■ 土地利用方針図



2 交通体系の基本方針

(1) 基本方針

域内・域外連携による，交通便利性の高いまちづくり

(2) 施策の方針

都市の発展を支える道路網の形成

広域道路網の管理

- 本町には，東西に首都圏中央連絡自動車道，国道 354 号が，南北方向に主要地方道結城野田線，県道尾崎境線が整備されており，首都圏や隣接市町を結ぶ広域交通網が形成されています。境古河インターチェンジの開通，インターチェンジ周辺の産業拠点の形成により，今後広域交通の需要が高まることが予想されることから，国や県との連携のもと，安全面に配慮し充実した交通網を適正に管理します。
- 国道 354 号バイパスについては，古河境バイパスが 2018 年に一部事業化されたことにより，境古河インターチェンジと古河市，坂東市を結ぶ路線として，早期の開通を促進します。
- 首都圏中央連絡自動車道については，2024 年度までに久喜白岡ジャンクションから大栄ジャンクションまで 4 車線化になる見込みであることから，早期の完成を促進します。

広域公共交通網の充実

- 首都圏中央連絡自動車道境古河インターチェンジの開通により，広域交通利便性が大幅に高まったことを受け，この状況を活かし，本町と久喜駅間を結ぶシャトルバスの導入について検討します。
- 2017 年 11 月より運行を開始している境古河バスターミナル-成田空港間の高速バスについては，利用者のニーズや利用状況を踏まえ，必要に応じて運行本数の改善等を図ります。
- シャトルバスの導入と並行して，首都方面からの鉄道延伸（地下鉄 8 号線）等，広域的な鉄道整備について，関係市町村と協力しつつ調査検討を進めます。

町道の整備・保全

- 町道については，2018 年 4 月 1 日現在において，道路実延長は約 629km，改良率は 39.6%，舗装率は 63.5%となっています。
- 地域を連絡する道路として管理するとともに，引き続き安全・安心な道路として整備・保全を図ります。

都市計画道路の整備・見直し

- 都市計画道路については、市街地を中心に 11 路線、延長 32,640m が都市計画決定されており、首都圏中央連絡自動車道、国道および県道バイパスが整備されたことにより、その整備率は 56% となっています。引き続き、町の骨格を成す都市計画道路の整備を促進します。
- 都市計画決定から長期未着手の路線については、地域幹線道路や市街地幹線道路からその他の幹線道路へ移行するなど、必要に応じて都市計画道路の変更・廃止の見直しを行います。

拠点間、拠点-居住地間連携を実現する公共交通網の整備

市街地における公共交通の確保

- 本町では、境車庫を起点に、古河駅および東武動物公園駅、川間駅、春日部駅を結ぶ路線が運行しています。現在運行している路線は、市街地内を走って拠点と拠点、拠点とまちなかの居住地を結ぶとともに、本町と近隣市町、最寄り駅を結ぶ重要な路線であることから、地域公共交通網形成計画および立地適正化計画を活用したバス路線周辺への居住の誘導や利用促進施策の導入により維持、さらなる充実を図ります。

公共交通空白地域の解消

- 本町では、主に市街化調整区域の既存集落において交通空白地域が存在し、平成 29 年実施のアンケートによると、買い物、通院等日常生活の移動は、70 歳以上で「自家用車」が減少し、「家族・知人の送迎」の割合が増加しています。今後、さらなる高齢化の進展に伴い、自家用車で自由に外出できない高齢者が増加し、通院等日常生活に支障を及ぼすことが想定されることから、需要に応じてドア・トゥ・ドアにより運行するデマンド交通の導入等、集落における生活利便性の維持を図ります。

公共交通機関同士の乗り継ぎ利便性・利用環境の改善

- 本町においては、町民の自動車移動への依存が課題となっています。町民が過度に自家用車に頼る状態から公共交通の利用に転換するため、バス同士や新たな公共交通システムとバスとの利用しやすい接続、乗り継ぎに関する負担の軽減や運行情報案内の充実、待合環境の改善等交通結節点の機能強化を図ります。
- 相互接続による公共交通機関の利便性の向上を図るための新たなバスターミナルについて、市街地への整備を検討します。

新駅設置および茨城空港の利用促進

- 本町を含む県西地域のさらなる発展と町民の利便性向上に向け、東北新幹線の新駅および東北本線の南古河駅設置の実現、更には茨城空港の利活用促進に向け、関係機関との協議・連携を図ります。

多様な主体の連携による持続可能性の確保

- 自家用車への依存により本町の既存バスの利用者は少ない状況にあることから、持続的な公共交通網の確保に向け、町民、交通事業者、行政が役割分担を図りながら、境町公共交通活性化協議会と連携し、各地域に適した持続可能な公共交通の構築を図ります。

人に優しい交通環境の形成

歩行者が快適に利用できる、回遊性のあるネットワークの構築

- 本町は市街地が比較的コンパクトにまとまっており、幹線道路沿い等において商店街が形成されるなど、徒歩や自転車でも移動しやすい環境が整っています。こうした状況を活かし、まちなかにおいて徒歩や自転車でも快適に移動することができる、回遊性のあるネットワークの形成を図ります。

共生社会に対応したバリアフリー化の推進

- 共生社会に対応したまちづくりを推進するため、歩行空間の確保や各種施設において段差の解消、スロープや点字ブロックの設置等、子どもから高齢者それに障害のある人まで、誰もが安心して利用できるよう、ユニバーサルデザイン等福祉的配慮に基づいた整備を推進します。

(3) 道路区分別方針

広域幹線道路

【対象路線】

- 広域幹線道路とは、広域的な移動交通を大量に処理するための高水準規格を備え、高い交通容量を有する幹線道路であり、高規格道路・国道が該当します。

【整備方針】

- 都市間を結ぶ路線として、多くの交通の円滑な処理が求められることから、関係機関との連携のもと、国道 354 号バイパスの早期実現、首都圏中央連絡自動車道の 4 車線化等に向け、整備を促進します。
-

地域幹線道路

【対象路線】

- 地域幹線道路とは、本町と近隣市町村の移動交通を処理するとともに、町内の地域間交通を受け持つ幹線道路であり、国道や県道が該当します。

【整備方針】

- 拠点間、拠点-居住地間連携に資する幹線道路として、必要に応じた拡幅・歩道整備等により、地域間の交流と利便性の向上を図ります。
-

市街地幹線道路

【対象路線】

- 市街地幹線道路とは、広域幹線道路・地域間幹線道路と一体となって本町の骨格を形成する幹線道路であり 1 級町道が該当します。

【整備方針】

- 安全で良好な生活空間を形成する役割を担う道路として、引き続き効率的な整備を図り、交通の円滑化や利便性の向上に努めます。
-

【参考】

■ 広域幹線道路

分類	道路名
高規格幹線道路	首都圏中央連絡自動車道
国道	国道 354 号バイパス, 新 4 号国道

■ 地域幹線道路

分類	道路名
国道	国道 354 号
県道	主要地方道結城野田線, 県道境間々田線, 主要地方道土浦境線, 県道伏木坂東線, 県道若境線, 県道中里坂東線

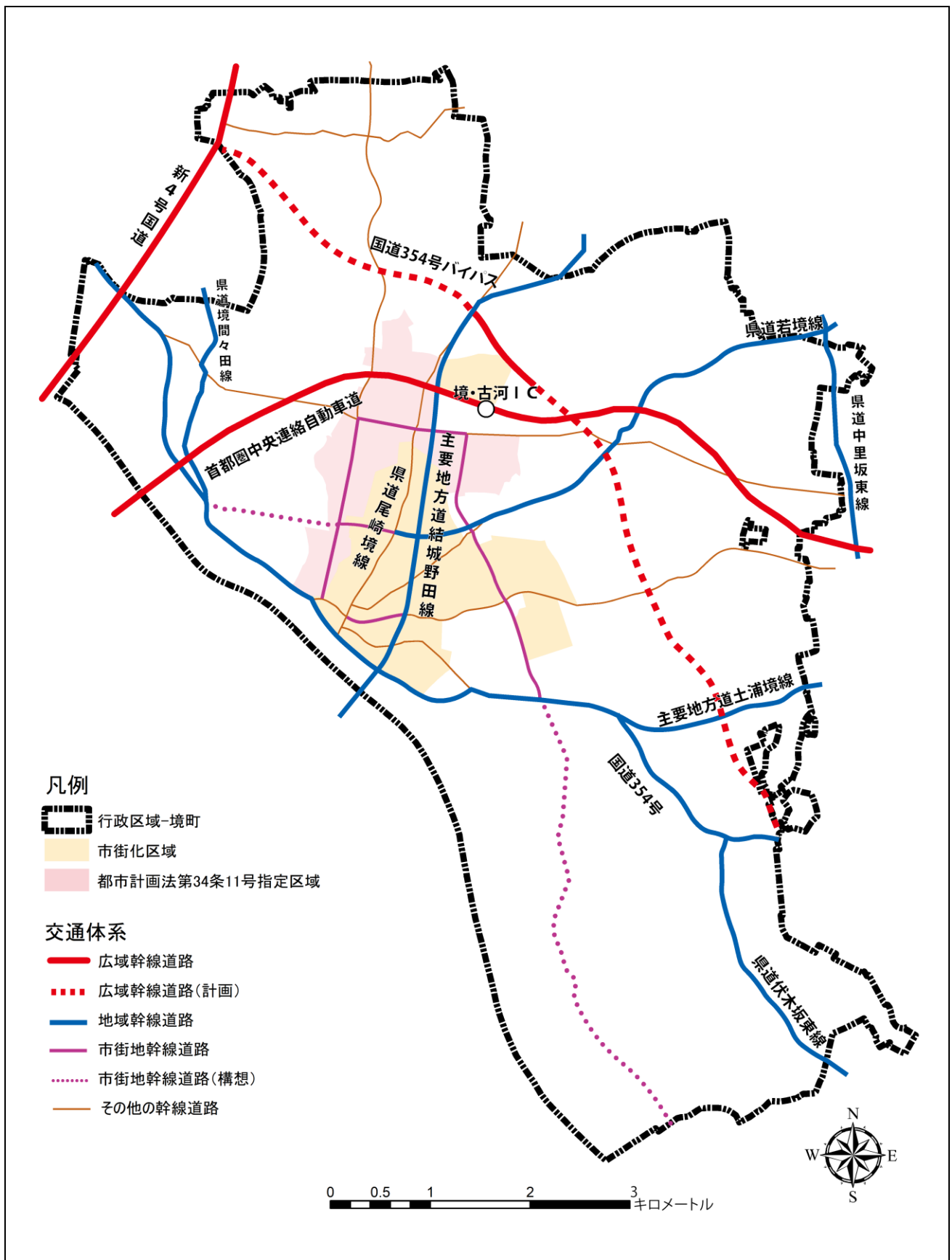
■ 市街地幹線道路

分類	道路名
町道	町道 1-2 号, 町道 1-3 号, 町道 1-9 号, 町道 1-10 号, 町道 1-11 号

■ その他の幹線道路

分類	道路名
県道	県道尾崎境線
町道	町道 1-1 号, 町道 1-2 号, 町道 1-3 号, 町道 1-10 号, 町道 1-20 号, 町道 1-21 号, 町道 1-22 号, 町道 1-25 号 等

交通体系方針図



3 環境（自然環境・都市環境）の基本方針

(1) 基本方針

自然環境が息づく 持続可能なまちづくり

(2) 施策の方針

公園・緑地の適正配置

拠点となる公園・緑地づくり

- 本町の西部に広がる利根川の河川敷空間を活かし、水辺レクリエーション拠点として有効活用を図るための整備を進めます。
- 自然とのふれあい、グラウンドゴルフ場を中心とした拠点として、ふれあいの里の機能強化を検討します。また、広域交通の結節点であることから、今後の利用ニーズに応じ、バスターミナルとしての機能強化を検討します。
- 公園は災害時の避難拠点ともなることから、防災機能を併せ持つ公園等の整備を検討します。
- 町民1人あたりの都市公園面積は0.26㎡となっており、全国平均10.3㎡、県平均9.5㎡を大きく下回っていることから、既存の公園を都市公園に移行するとともに、市街地の空き地等を利活用した都市公園の増設について検討します。

資源を活かした特色ある公園・緑地づくり

- 町内を流れる河川や利活用が可能な平地林等、さまざまな地域資源を活用した、地域のふれあい・憩いの場としての特色ある公園・緑地づくりを進めます。
- 里山や平地林を町民のレクリエーションの場、自然とのふれあいの場、子ども達の学習の場として保全活用するため、町民の森制度等の検討を行います。

町民と一緒にあった身近な公園・緑地づくり

- 町民の身近にある公園については、町民と協働で維持・管理を実施し、管理体制の充実を図ります。

低炭素まちづくりの実現

自然エネルギーの利用促進

- 水素自動車とスマート水素ステーションを活用した温室効果ガスの排出抑制や、災害時における有効利用を見据え、本町が 100%出資する茨城さかいソーラー株式会社太陽光発電をはじめとする自然エネルギーの利用促進、熱供給システム・高効率機器の導入等、エネルギーの有効利用や自然環境に配慮したまちづくりに取り組みます。

豊かな自然環境の保全

- 市街化調整区域における農地や平地林は、温室効果ガスの吸収源としての役割も担っていることから、豊かな自然環境を維持・保全するため、必要に応じて風致地区の導入を検討します。

公共交通の利用促進

- 公共交通の利用は、町民の生活の足として、また、排出ガスの抑制にも寄与することから、公共交通の利用促進による低炭素なまちづくりを目指します。

都市施設の効率的な整備と管理

上水道施設の計画的な整備と水源の確保

- 施設更新事業の年次計画に沿って、整備を促進します。
- 県西広域水道用水供給事業および茨城県南西地域広域的水道整備計画により、安定的水源の確保を図ります。

下水道施設の計画的な整備と接続の推進

- 下水道については、2018年4月1日現在において公共下水道普及率が47.9%、農業集落排水普及率が16.6%となっています。公共用水域の水質保全、生活環境の改善に向け、公共下水道または農業集落排水への接続を促進します。
- 効率的な雨水排水および災害防止の観点から、公共下水道中央1号雨水幹線の維持修繕を図りながら、補完機能施設の整備に努めます。
- 利根左岸さしま流域下水道事業認可区域拡大に伴い、排水処理施設の増設計画を進めます。
- 下水道認可区域および農業集落排水事業区域以外の区域においては、合併処理浄化槽の設置を促進します。

公共施設の再配置・長寿命化

- 本町の公共施設の老朽化率は48.9%であり、施設維持のための財政圧迫が課題となっています。財政負担が大きくなると、それまで受けられていた行政サービスが廃止または有料化することが考えられ、結果として生活利便性の低下につながる恐れがあることから、将来の更新時における複合化、計画的かつ予防保全的な維持修繕により、持続可能な公共サービスの提供を図ります。
- 公共施設を再編・複合化する際には、災害リスクを十分に踏まえた立地を検討します。
- 公園および公民館等に設置されている遊具については、その多くが標準使用期間を経過して更新の時期を迎えていることから、計画的な維持管理・更新を図るため、公園施設長寿命化計画の策定を検討します。また、複合化に伴い、空き地が発生することから、複合化にあたっては、空き地の利用方策も併せた検討を行います。

都市基盤の老朽化への対応

- 道路や橋梁等、都市基盤の老朽化も進行していることから、各施設の定期点検を進めるとともに、点検結果に基づく計画的かつ予防保全的な維持修繕を行い、長寿命化を図ります。

4 都市防災の基本方針

(1) 基本方針

自然災害に強い 安全・安心に暮らせるまちづくり

(2) 施策の方針

災害に備えたまちづくり

地域防災計画に基づく施策の推進

- 本町のほぼ全域が浸水想定区域であり、利根川や渡良瀬川の氾濫によって深いところで10メートル超の浸水が予測されているため、水害に備えた避難対策等の推進を図ります。
- 地域防災計画については見直しを図り、計画に基づく災害予防施策の推進を図ります。

防災拠点の整備

- 災害時の防災拠点となる公共施設や公共性の高い施設については、町民の避難場所として、救急救護活動の拠点として多様な機能が求められることから、水害避難タワーをはじめ災害応急活動の中核拠点となる町役場の防災機能の強化を図ります。また、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点となる避難所の指定・整備を図ります。
- 特に本町においては、冠水による水害リスクが高いことから、河川防災ステーションの設置を促進します。同ステーションは、洪水時には市町村が行う水防活動を支援し、災害時には緊急復旧等を迅速に行う基地として、首都圏中央連絡自動車道のスマートインターチェンジ設置も含め、平常時には地域のコミュニティ拠点としての活用が期待されます。
- 利根川が氾濫した場合などの大規模水害に備え、古河市や坂東市と連携した広域避難所の確保に向けた取組を進めます。

公園・緑地、広場等の防災空間の整備・確保

- 災害時における避難地の確保、各種災害応急活動の円滑な実施を図るため、都市公園等の体系的な整備を推進します。
- 火災による延焼防止を図るため、道路、公園・緑地、広場等の整備を推進するとともに、大規模施設の周辺緑地、農地、林地の保全に努め、延焼遮断効果の向上を図ります。

立地適正化計画との連携による、より安全性の高いエリアへの居住誘導

- 本計画と同時期に作成される立地適正化計画では、居住を誘導すべき区域として「居住誘導区域」を指定することになります。
- 本町はほぼ全域が浸水想定区域であり、利根川沿い（周辺）においては、浸水想定深の深い区域が指定されています。こうした状況を踏まえ、立地適正化計画において、浸水想定深 5 m 以上の区域については、災害を防止または軽減するための施設の整備状況・見込み等を総合的に勘案した居住誘導区域を指定し、新規定住者等のより安全性の高いエリアへの居住誘導を図ります。

防災性の向上に資する道路の確保

- 本町では、災害時の広域的な輸送に対応する第 1 次緊急輸送道路として、新 4 号国道と国道 354 号、県道尾崎境線、町道 1661 号が指定されています。また、町役場等の主要な拠点と接続する第 2 次緊急輸送道路として、主要地方道結城野田線、県道若境線が指定されています。これらの道路については、災害時の道路の信頼性向上を図るため、国や県等関係機関と連携しながら、緊急輸送道路としての整備を行います。
- 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、幅員の不十分な既存道路の拡幅を図ります。

河川の防災機能の強化

- 治水対策の強化を図るため、一級河川である利根川、宮戸川、女沼川については、国や県等の関係機関に働きかけながら、河川の改修整備を促進します。
- 準用河川染谷川および鶴戸川についても、河川の点検や改修等を実施します。特に染谷川については、集中豪雨による慢性的な家屋の浸水および道路・農耕地の冠水等が頻発していることから、河川改修計画と並行して優先的に被害を最小限に抑えるための調整池を設置する等の改修を推進します。

多様な主体との協働による地域防災力の向上

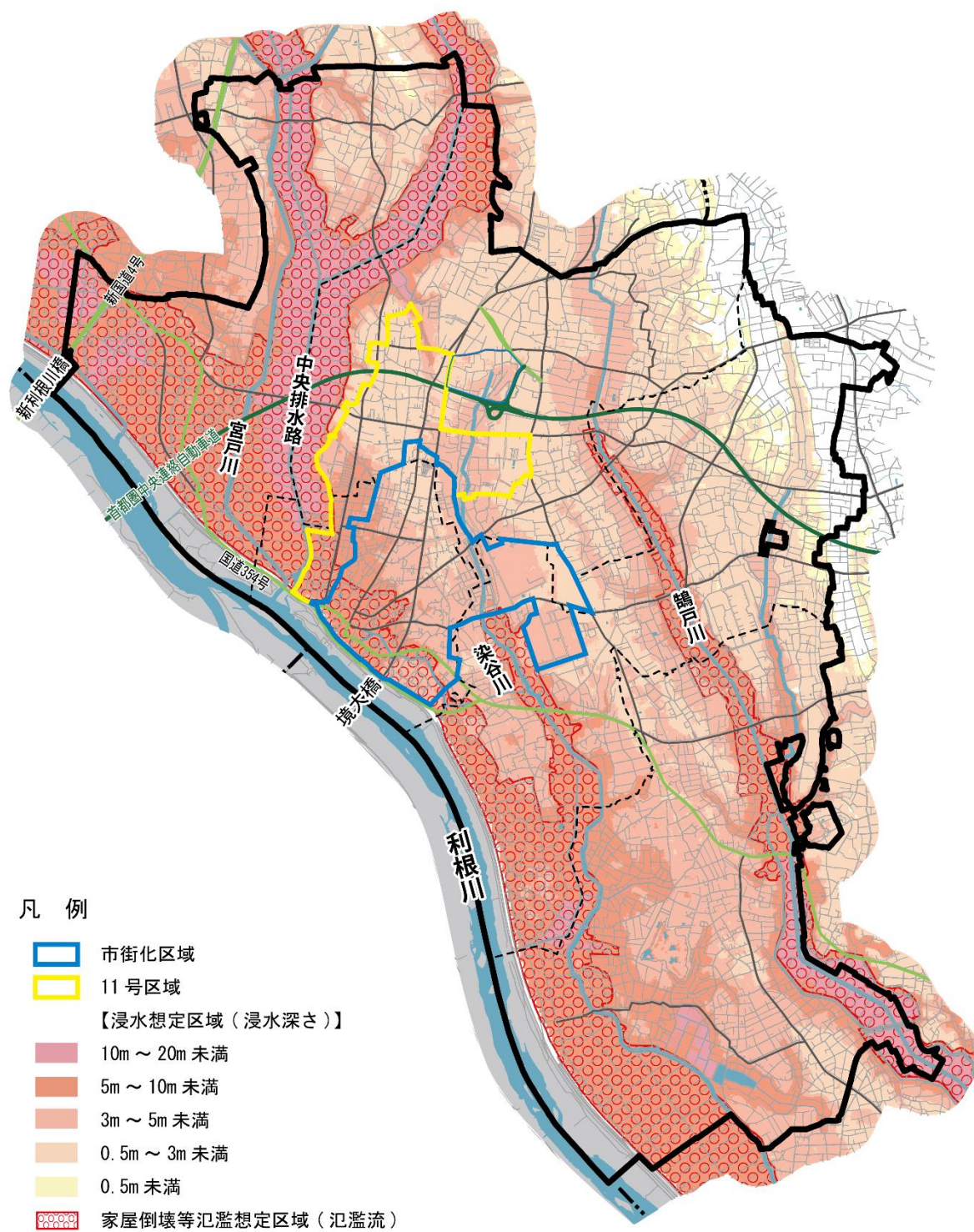
ハザード情報の共有

- 浸水危険性の事前周知を図るとともに、町民の防災意識の向上を図るため、洪水時に浸水が想定される区域や想定される浸水深、避難場所、災害対策関係施設等を明示した水害ハザードマップ「逃げどきマップ」を町民や事業者へ提供するとともに、新しい状況を随時提供・共有できる体制を構築します。
- 災害時における町民への情報の伝達手段として、防災行政無線等の無線通信を基本としつつ、防災アプリ「Sakainfo」、アマチュア無線、緊急情報メールシステム等それぞれの通信機器の利点・欠点を考慮して、情報通信ネットワークの多様化、多層化に努めます。

3 助（自助・共助・公助）の推進

- 災害時には「自助（自分の身は自分で守る）」、「共助（広く助け合う）」、「公助（行政が支援する）」が連携を図りつつ一体となることで、害を最小限にすることが可能となります。このため、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成および登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体や地域内企業間のネットワーク化を促進します。また、自主防災組織についても活動環境の整備を積極的に行います。

(参考) 浸水想定区域図



境町水害ハザードマップ(平成31年4月)をもとに作成

5 景観形成の基本方針

(1) 基本方針

まちと田園が調和するふるさと景観形成

(2) 施策の方針

市街地における魅力あるまちなか景観の形成

歴史性を活かした景観づくり

- かつて河岸そして宿場町として栄えた県道尾崎境線沿道等においては、歴史的建造物が残されています。こうした歴史的建造物を適切に継承していくために、景観計画、景観条例をはじめとする法整備を検討するとともに、町の魅力を高める資源として積極的な活用を図ります。

住宅地の価値向上に資する景観づくり

- 土地区画整理事業等によって生み出された住宅地については、地区計画の活用等により、統一感のある周辺と調和した景観の形成を図ります。
- 市街地に点在する空き地、空き家は、良好な景観形成の阻害要因となることから、空き家の積極活用、空き地のポケットパーク化等により、潤いのある市街地景観づくりを進めます。

自然景観の維持・継承

うるおいと安らぎのある田園景観、集落景観の保全

- 水田、屋敷林、農家住宅、里山等、田園景観を構成する大切な要素を継続して守り育むため、自然景観の維持・継承を図ります。
- 既存集落については、不必要な拡大を抑制し、コミュニティの維持・活性化に必要な土地利用を展開する際には、周辺の田園景観に配慮するなど、調和のとれた集落景観の形成を図ります。

なごみのある水辺景観づくり

- 利根川をはじめとする河川沿いについては、町民や訪れる人の憩いの場として、茨城百景記念公園を保全しつつ、菜の花プロジェクト、さくらネットワーク等を推進することにより、みんなが親しめ、和めるような景観づくりを推進していきます。

多様な主体との協働による景観づくり

関連計画に基づく景観づくり

- 茨城県景観形成条例、屋外広告物法および茨城県屋外広告物条例等の計画の適切な運用による景観形成を図ります。

町民等との協働による景観形成

- 景観の重要性について、町民への継続的な情報発信による意識醸成を行い、建築協定や地区計画等、町民や事業者との協働による景観づくりを進めます。

